

学校法人豊田学園 役員等の報酬等の支給規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人豊田学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第58条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 常勤の役員等とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員等とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員等の報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産の利益及び退職手当をいう。この役員等の報酬等には、学校法人豊田学園給与規に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、報酬を支給するものとし、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当は支給しない。

(報酬の額の算定方法)

第4条 常勤の役員等に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

2 非常勤の役員等に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 常勤の役員等に対する報酬は、毎月28日に支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日及び国民の祝日にあたる場合は、翌営業日に支給するものとする。

2 非常勤の役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など、法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬は、現金により、本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等には、別に定める交通費及び旅費に関する規程に基づき、交通費及び旅費を支給する。

2 役員等が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬等を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第100条に規定される報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（常勤の役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額30万円 （ただし、本法人の専任職員の身分にある場合は10万円）
代表業務執行理事及び業務執行理事	月額10万円 （ただし、本法人の専任職員の身分にある場合は、学長は5万円、その他の職員は3万円）
理事	月額5万円 （ただし、本法人の専任職員の身分にある場合は3万円）
評議員	月額5万円 （ただし、本法人の専任職員の身分にある場合は3万円）
監事	月額10万円

別表第2（非常勤の役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額30万円
代表業務執行理事及び業務執行理事	日額3千円
理事	日額3千円
監事	日額3万円
評議員	日額3千円